

# 民事訴訟費用等に関する法律の一部を 改正する法律案について（概要）

司法制度改革推進本部

## 1 趣旨

弁護士等の訴訟代理人の報酬について、当事者が簡易な手続による償還の方法を選択することを可能にするため、当事者の双方共同の申立てがある場合に敗訴者の負担とする制度を設ける。

## 2 概要

### (1) 弁護士報酬等の敗訴者負担制度の導入・要件

当事者双方が訴訟代理人（弁護士、司法書士又は弁理士である者に限る。以下同じ。）を選任している訴訟において、当事者の双方共同の申立てがあるときは、当該審級における訴訟代理人の報酬について敗訴者の負担とする。

### (2) 敗訴者の負担額

(1)により敗訴者の負担とされる訴訟代理人の報酬の額は、訴訟の目的の価額に応じて算出することとし、その算出の基準を定める。

### (3) (1)の申立ての方法等

(1)の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあっては、上告状又は上告理由書の提出の時）までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。

### (4) (1)の申立ての取下げ

当事者は、(1)の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあっては、上告状又は上告理由書の提出の時）までは、双方共同して、その申立てを取り下げることができる。

### (5) 特別の委任の必要性

訴訟代理人は、(1)の申立て又は(4)の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。

### (6) 訴訟外で行われた共同の申立てをする旨の合意の無効

訴訟外で行われた共同の申立てをする旨の合意は、訴訟の係属後において訴訟代理人を選任している当事者の間でされたものを除き 無効とする。

# 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正

## - 弁護士等の報酬の敗訴者負担 -

訴えの提起

当事者双方が弁護士等の訴訟代理人を選任（要件）



共同の申立て（要件）

弁護士等の報酬について訴訟費用と同様に扱い、勝訴者が敗訴者から回収することができる

左の要件、のいずれかを満たさない場合

原則どおり弁護士等の報酬は各自負担